

掲 示

公共工事において活用する技術の公募に係る資料の提出依頼について

平成15年5月26日

国土交通省大臣官房

技術総括審議官 川島 毅

標記について、下記要領により資料を提出されたく公募する。

記

1. 公募の目的

国土交通省では、公共工事の品質の確保とあわせて、技術力に優れた企業が伸びる環境づくり、公共事業に関連した民間分野の新技术開発の取り組みの促進のため、平成13年度より「公共工事における技術活用システム（技術指定システム、工事選定技術募集システム、テーマ設定技術募集システムの3つのシステムにより構成）」を運用し、有用な新技术の活用促進を図っている。テーマ設定技術募集システムは、有識者等による公共工事技術活用評価委員会（以下「評価委員会」という）の意見を踏まえ、社会ニーズ・行政ニーズ等により必要となるテーマを設定し、技術の公募・審査・選定を行い、選定された技術について各地方整備局で積極的に活用するものである。

2. 公募技術

(1) 公募対象技術

公募対象技術は、国土交通省の直轄事業で積極的に活用される建設技術として、以下のテーマのいずれかに該当し、創意性、有効性に優れ、かつ実用に供することが可能な技術を対象とする。なお、過去に公募を行ったテーマについても、技術開発が引き続き促進されるよう、次年度以降再公募する場合がある。

1) 除草発生材・樹木剪定材・流木等のリサイクル技術

河川堤防・道路等の除草発生材、街路樹等の樹木剪定材及び河川・ダム等の流木・伐木の処理方法は、焼却場における焼却処分が主体であるが、焼却場の処理能力の問題等により、焼却処分が困難な地域がある。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により野焼きも原則禁止されている。このような状況の中、除草発生材、樹木剪定材及び流木・伐木のリサイクル技術として、堆肥化(コンポスト)、製品化等の技術が開発され、一部で活用が進められているものの、一般製品と比べてリサイクル製品の品質・性能・経済性が劣る等の問題からリサイクルが進んでいない。このため、なお一層の活用が期待されるリサイクル技術が求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

以下の全てに該当するものであること

除草発生材、樹木剪定材もしくは流木・伐木のリサイクル技術であること

リサイクル処理することにより周辺環境へ悪影響を及ぼさないこと。

リサイクル処理に要する費用（現場でリサイクル品の有効活用が見込める場合はそれによる費用低減分を計上できる）は、リサイクルしない場合に要する処分費用と同等以下であること。

2) 浚渫土砂のリサイクル技術

航路、泊地、河川等では、利用船舶に対応するための増深・維持、流下した土砂によって水深が浅くなるのを防ぐため、浚渫により水深の維持を図っている。こうした浚渫に伴い発生する浚渫土砂は、現状では埋立資材等に有効活用されているが、水分が非常に多いため土砂処理を行う際に課題を生じており、より一層の有効利用率の向上が求められている。浚渫土砂の再利用をさらに進めるために、浚渫土砂の減容化及び固化等の処理を通じて土木材料等に再資源化するための技術、又は環境修復等に浚渫土を利用する技術が求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

以下の全てに該当するものであること。

浚渫土砂の減容化、固化等の処理を通じて土木材料等に再資源化するための技術、又は環境修復等に浚渫土を利用する技術であること。

当該技術を活用することにより周辺環境へ悪影響を及ぼさないこと。

3) 社会資本ストックの維持管理に要するコストを縮減する技術

少子高齢化による投資余力の減少が予想されている一方、社会資本ストックの老朽化が進む中で、維持・更新費の増大も予想されている。このため、持続可能な成長を支える社会資本ストックの充実を図っていくために、社会資本整備の一層の効率化を進めると同時に、今後の社会資本ストックの維持管理に要するコストを縮減することが極めて重要な課題となっている。そこで、「既存構造物の点検技術及びその結果により健全度を正確に評価する技術」、「健全度レベルに応じて適切に補修・補強する技術」、「限られた予算で最も効果的な維持管理を行うための構造物マネジメント技術」等、維持管理に要するコストを縮減する技術が求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

以下のうち 、 、 のいずれかに該当し、かつ に該当するものであること。

既存構造物の点検技術及びその結果により健全度を評価する技術であること。

既存構造物を健全度レベルに応じて適切に補修・補強する技術であること。

効果的な維持管理を行うための構造物マネジメント技術であること。

比較対象とする従来技術に対して、維持管理に要するコストの縮減効果が定量的に把握できる技術であること。

4) ヒートアイランド対策技術

近年、都市部では地表面の人工化（コンクリート等による地表面被覆）の増加と緑地・水面等自然空間の減少とともに、空調機器や自動車等からの人工排熱が増加することが加わって生じた「ヒートアイランド現象」がクローズアップされている。

ヒートアイランド現象は、これまで長い年月を経て進めてきた都市づくりを要因としており、その対策も都市づくりとあわせて、様々な角度から広範に進めていく必要がある。そのために都市の社会資本整備に用いられる、ヒートアイランド現象を効率的に軽減するための各種対策技術が求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

以下の全てに該当するものであること。

社会資本整備に用いられるヒートアイランド現象の軽減技術であること。

当該技術の活用による軽減効果（例えば、道路舗装表面温度を 下げることが可能等）が定量的に把握できていること。

5) 長期的テーマ

本テーマは、従来の技術基準やマニュアル類に代表される固定観念にとらわれない画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものは「試みる価値がある」として採用することを基本とする。なお、本テーマに該当するような優れた技術の開発には相当の期間が必要であり、また既に開発された技術であっても創意工夫と改良によって、より優れた技術が生まれることを期待して、以下の3テーマについて平成14年度から5年間継続して公募を行うものである。

公共事業の画期的なコスト縮減につながる新しい計画、設計から材料、施工法に至る各分野の技術

公共事業の現状コストを画期的(当該技術を開発するにあたり比較対象とした現在一般的に用いられている従来技術に対して20%以上)に縮減可能な技術を対象とする。

自然創出に関する画期的な技術

開発に伴って失われる自然生態系を保全・再生する技術として、豊かな自然環境の保全・再生を行う、画期的であり施工後の効果が計測可能な技術を対象とする(例えば、「現地における自然再生技術」、「自然再生計画の手法」等)

その他、建設分野における画期的な技術

上記、に該当しないが公共事業を遂行(計画、設計、施工、維持・管理、処分等)する上で画期的な技術を対象とする。

(2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、“(1) 公募対象技術”で示した条件とともに、以下の条件を全て満たす必要がある。

- 1) 技術開発が完了し、かつ応募段階で国土交通省の直轄事業に活用することが可能な技術であること。
- 2) 選定及び事業実施の過程において、選定に係わる者(評価委員会、事務局等)及び事業の遂行に係わる者(地方整備局、事務所)に対して、応募技術の内容を開示することについて問題がないこと。
- 3) 応募技術を事業に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された技術については技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 過去において本システム(テーマ設定技術募集システム)に応募された技術については、原則として応募することはできない。ただし、過去の応募以降に、技術内容等が大幅に変更・改良されたものについては、再応募することができる。(再応募の場合、応募資料にその変更・改良内容を記載すること。)

3. 応募資格等

(1) 応募者

応募者は、応募技術の開発を中心となって実施し、かつ事業を実施又は製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。

なお、行政機関^(*)、特殊法人、独立行政法人及び公益法人(以下、「行政機関等」という。)については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者(請負者)になり難いことから、下記の「共同開発者」としてのみ対象とし、自ら応募者とはなれない。

^(*)「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

上記の条件を満たすものが複数存在する場合は、応募者が複数になっても差し支えない。

応募者は、各地方整備局における「有資格者」^(*)である必要はないが、選定された技術の活用にあたっては、「有資格者」の認定が必要となる場合がある。

^(*)「有資格者」とは、国土交通省が一般競争(指名競争を含む)に参加するものに対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。

応募技術の選定結果は、応募者に通知するものとする。

なお、応募資料に応募者として記入されても、選定の過程で応募者と見なし難いものと判断した場合には、下記の「共同開発者」として取り扱うことがある。

(2) 共同開発者

共同開発者は、応募技術の開発に関し、応募者とはならないまでも参画を行った「個人」や「民間法人」、多寡に係わらず参画を行った「行政機関等」とする。

共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として公表される。

4. 応募方法

(1) 公募要領の配布

公募要領を応募希望者に以下の通り配布する。

1) 配布場所：下記「(4) 資料の郵送先」に示す事務局にて配布

2) 配布期間：公募期間中

3) 配布方法：無償にて配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号封筒に240円切手を貼り付け、返信先を明記したもの）を同封して郵送すること。

なお、国土交通省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha0313130523_.html

よりダウンロード可能である。

(2) 説明会の実施

説明会を以下の要領で行う。

1) 日 時：平成15年6月3日（火） 13時30分～14時30分

2) 場 所：東京都港区麻布台2-2-1

中央官庁合同会議所1階大会議室

3) 参加申込方法：説明会に参加を希望する場合は、書面（所属会社名・所属部署名・参加者の役職、氏名、住所及び電話番号を記載したA4版の参加申込書（様式は自由）を下記事務局へ持参もしくは郵送（書留郵便に限る）により申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。なお、参加人数は1社2名以内とする。

4) 申込受付期間：平成15年5月26日（月）から平成15年5月30日（金）までの毎日、10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分は除く）とする。

5) その他：説明会当日は、「公募要領」を用いて説明を行うので、各自「公募要領」を持参すること。

(3) 資料の作成及び提出

応募資料は、公募要領に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る）にて下記郵送先まで送付すること。なお、持参又は電送によるものは受け付けない。

(4) 資料の郵送先

・ 郵送先：国土交通省大臣官房技術調査課内

公共工事技術活用評価委員会事務局（森下、本間）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

（代表）TEL 03-5253-8111（内線22345、22348）

5. 公募期間

公募期間は、平成15年5月26日(月)から平成15年6月27日(金)(当日消印有効)とする。

6. 技術の選定に関する事項

(1) 技術の選定の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選定を行う。

- 1) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ及び公募条件に適合していること。
- 3) 応募技術の条件等に適合していること。
- 4) 地方整備局で発注される事業において活用が見込めること。
- 5) 活用の効果(経済性、工期、品質、安全性、施工性、環境保全等)が優れていること。
- 6) 技術に創意性があること。
- 7) 技術の成立性が確認されていること。

なお、選定の過程において応募技術の内容等について応募者に説明を求める場合がある。

(2) 結果の通知

応募者に対して、11月頃に選定結果を文書で通知する予定である。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

7. 選定技術の活用

国土交通省では、選定後5年を目途に直轄事業で活用が適当と判断された技術の活用を図る予定である。

8. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (3) 応募された資料の差し替えは、原則認めない。
- (4) 応募された資料は返却しない。
- (5) 選定された技術の活用にあたり、応募者には工事発注等でその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- (6) 問い合わせに関しては以下の通りとする

・問い合わせ：公共工事技術活用評価委員会事務局

国土交通省 (代表) TEL 03 - 5253 - 8111

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

大臣官房技術調査課(森下、本間) (内線22345、22348)

大臣官房公共事業調査室(森内) (内線24296)

- ・ 期 間： 平成15年5月26日(月)から平成15年6月27日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、10時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分は除く)。